

Title	競争的民主主義における機能不全について： グループの規模と選好の強度
Sub Title	Deficiency in competitive democracy : group size & intensity
Author	田中, 宏(Tanaka, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1981
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.54, No.6 (1981. 6) ,p.109- 123
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	米山桂三先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19810615-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

競争的民主主義における機能不全について

——グループの規模と選好の強度——

田 中 宏

問題の提起

人民を統治するものは人民自身であるべきであり、それはほかならぬ人民の利益を確保せんがためである。⁽¹⁾ このリンカーンの言葉は民主主義の本来あるべき機能を簡潔にいいあらわしたものである。しかるに現実には人民の利益よりも一部の圧力団体の私的利益が優先される傾向⁽²⁾があるとされる。もしこれが事実であるとするならば、それはいかなる原因によるものであろうか。これが本稿の課題である。⁽²⁾

この問題はすでにダウンズとオルソンによつて別個に提起され、それぞれの解答があたえられていることは周知のところである。ダウンズは「一群のマイノリティが多数者の集団の利益を侵害する⁽³⁾」⁽³⁾といい、オルソンは「組織されているがために活潑な小グループの利益が、組織化されていないために他からの侵害を受けやすい大グループの利益に打勝つ傾向がある⁽⁴⁾」⁽⁴⁾といっている。前者においては、その解答を市民の政治的選好の態様に、つまり選好の強度(Intensity)と、グループの規模

にもとめ、後者においてはもつばらグループの規模 (group size) にありとしている。ただダウンズにあつては、ふたつの要因を取上げてはいるが、それらを個別的に論じているきらいがあり、他方オルソンは選好の強度という契機はこれを見無視してはいるもののグループの規模についての理論には顧慮すべきものがある。われわれはダウンズの主張を思考地盤としながら、オルソンの理論に依拠しつつその再構築をはかり、上記の問題に対する解答を見出したいとおもう。

われわれは第一節においてダウンズの説を要約し、そこでいくつかの問題点を指摘する。第二節では問題点のひとつである大多数の利益の意味を検討し、第三節では市民の投票面での政治的アパシーについてのダウンズの主張をオルソンのグループの理論を用いて検討する。ただしオルソンの理論は不明瞭な点が多いから、それを再定式化しなくてはならない。また投票とは異なる、少数者の政策形成への影響力行使の議論を吟味し、その上で最終的な結論を引出すつもりである。

民主主義の本来の機能が現実にみたされない場合に、人々のそれに対する反応は、その機能障碍の責を社会の構成員の私的利益追求の動機に帰す傾向がある。自利心ならぬ利他の精神を倫理的要請として前面にもちだすのである。しかし、このようなことはポジティブな分析を志す本論文の埒外にある。ここでは人々のその種の自利の動機をそのまま受入れ、その上で機能障碍の要因をもつと客観的な事象にもとめることに狙いがある。それが以上の議論の枠組をシムムベーター⁽⁵⁾・ダウンズ流の競争的民主主義にもとめる理由である。この競争的民主主義の特質は投票者、政党、政府といった政治的主体の行動準則が私的利益追求を至上のものとするという点にある。しかし、それにもかかわらず政党間の票をめぐる競争が、ある条件の下で民主主義の本来の機能をみたとすということがいえるのである。こうしておく、民主主義の機能障碍が生じたならば、上記の「ある条件」がみたされないことによると断定できるのである。われわれの目標はこの「ある条件」を見出し、すことにはかならない。

- (1) The government of the people, by the people and for the people.
- (2) 拙稿「代議制民主主義と情報のコスト」法学研究、第53巻第9号、昭和55年9月、においても同じ問題を取上げている。ただし本稿は前稿で暗黙裡に仮定したところを前面にもち出して論じている。
- (3) A. Downs, *An Economic Theory of Democracy*, Harper & Row, 1965, p. 69.
- (4) Mancur Olson Jr., *The Logic of Collective Action*, Cambridge, Harvard University Press, revised edition 1971, p. 144.
- (5) ヨーゼフ・シュムペーター『資本主義、社会主義、民主主義』中山・東畑訳、東洋経済、中巻。

第一節⁽¹⁾

ダウンズは不確実性下の政治的主体の意思決定に注目をする。不確実性とは事象や状況についての確実な知識の欠如をいう。そして知識の確実さはその知識をもとにして人々が正しい意思決定をしているか否かについての確信の度合をいうのであるから、これはあくまでも主観的なものである。不確実性を減少せしめるのは情報である。正しい意思決定についての確信に人々は効用をもつとみるのは自然であるから、それを可能にする情報も効用をもつ。しかも情報が大となればなるほど効用は増すから情報は経済財であると考えてよい。⁽³⁾

具体的に不確実性とはどのような事実をさすのであろうか。市民、政党、政府について考えてみよう。市民の側からみると政府の打出す政策の内容や、その自分達に及ぼす効果について、また所与のインパクトをもたらしたものが政策かそれ以外の要因かといった点について確実な知識がない。政府や政党についてみると、彼等の打出す政策が市民に対しどのような効果を及ぼし、また市民がその効果をもたらす原因を政策に帰することができるかどうか、かりにそれが可能であった場合に市民はどのような反応を示すか。これらに対する確実な知識が政府や政党の側に欠如している。これらを具体的な事実として列挙することができるであろう。⁽⁴⁾ これらについての情報が多く与えられれば与えられるほど不確実性は減少するのであ

る。

情報は多々益々便ずではあるが、情報の獲得にはコストがかかる。ここにコストとは情報の獲得に要する時間や労力が他の用途に振り向けられた場合に得られる最大限の効用をいう。⁽⁵⁾つまりこの断念される効用をコストというのである。

さて人々の情報の獲得量は情報のもたらす予想便益とコストとの関係によつて定まると考えるのは自然であろう。各人が無知であるかどうかはその有する情報量に依存しており、その情報量は人々の選択行動の結果である。すなわち、人々が無知か否かはその合理的な選択の結果であると見做すのである。

ダウンズによれば政治的情報を市民が必要とするのは、第一にその情報によつて自らの利益を伸張する政党を誤りなく選択するためであり、第二に、選挙期間外に政府の政策形成に影響力を及ぼすために自からの意見をつくり出すためである。

さて第一の場合についていうと、市民が投票を誤りなくおこなうためには、あらかじめ政党の政策の内容やそれが自分達に及ぼす効果について情報を得ておかななくてはならない。そこでさしあたり、市民が自分の一票が結果を左右するほど決定的であると考えて行動するケースを想定しよう。すると、市民は過去において情報をすでに蓄積しているから、それにもとづく各政党に対する評価の順位はすでにできあがつている。このときあらたに入手された情報によつて既存の評価順位の変更がなされると、当の市民によつて予想されるならば、この情報の予想利得はプラス、変更なしと予想されるならばゼロであるとしよう。予想利得がプラスで、しかも情報のコストを上まわるならば、その情報は獲得され、逆に下まわるならば、その情報の取得は見送られる。⁽⁶⁾

このように情報の取得量について、市民の間でいろいろなケースがありうるが、しかし、よく考えてみると市民の情報の取得量が一樣にゼロになることがわかる。それは市民の一票が選挙結果を左右するほど決定的な力をもつとの想定にかかわるものである。現実においてはこのような想定は少数の事例を除いてはありえない。各市民の一票は投票数を海にたとえ

ば、その中の一滴でしかなく、その無力の一票のためにわざわざ情報を獲得する誘因はないというべきであろう。市民は自らを無知の状態に放置する傾向が強いのである。⁽⁷⁾

第二のケースに話を移そう。⁽⁸⁾これは市民が政府の政策形成に影響力を行使しようとする局面についての議論である。このために情報の獲得と伝達が必要であるのはなぜか。政府がいまその採用しようとする政策が当の市民にどのような効果を及ぼすか知らないならば、政府は政策の決定に際して当の市民の利益を無視するであろう。かりに知っているとしても当の市民の側で政策とそれが自己に及ぼす効果との因果関係が確認できないことを政府が知っていれば、やはり当の市民の利益は無視される。政策と政策効果との因果関係を市民自身が確認し、しかもその事実を政府に知らしめ、同時に自らの意向を政府に伝達する場合にはじめて政府は、その市民の利益を十分に顧慮するにいたる。このように政策の内容、効果に関する情報の獲得と伝達が影響力の行使には必要であることがわかる。そうして情報量が多くなればなるほど、市民の影響力は増大すると考えるのである。

では、この場合情報量はどのようにして決定されるのか。その点についてはすでに拙稿において詳しく論じているから、⁽⁹⁾ここでは大まかに情報取得・伝達の限界利益と限界コストの一致する点で定まるというに止めておこう。ただ影響力行使に必要な情報量の下では情報の限界コストが限界利益を下まわるか一致する人は少数の市民に限られることが指摘されるのである。

以上の第一のケースと第二のケースとを合せてみると、大部分の市民が投票の場において政治的アパシーにおちいり、その虚に乗じて少数の市民が影響力を行使することによつて自己の利益の拡大をはかるという図式ができるのである。ただこの場合、大多数の市民の利益と少数の影響力のある市民（以下インフルエンサーということにする）の利益が相反することを

前提としなくてはならない。一般論としては両者の利益が同一である可能性があり、この点をダウンズは考察の対象からはずしている。われわれは後にもう一度この点に論及するつもりである。

しかし、その前に問題になるのはダウンズのいう大衆の利益あるいは大多数の利益ということの意味が不明確であるという点である。部分的にははつきりとしているが、全体を通してみると首尾一貫していないし、また一般性に欠けるうらみがある。これを第二節でとり上げよう。

- (1) ここでの叙述は、前掲拙稿の第三節と一部重複している。詳しくは同論文を参照されたい。
- (2) Downs, *op. cit.*, pp. 77-8.
- (3) *Ibid.*, p. 78.
- (4) *Ibid.*, pp. 83-94, pp. 248-9.
- (5) これはダウンズの定義ではない。コストに関して彼は明確な定義をしていない。
- (6) Downs, *op. cit.*, pp. 240-244.
- (7) *Ibid.*, pp. 244-245.
- (8) *Ibid.*, pp. 247-53.
- (9) 前掲拙稿、第四節参照。

第二節

上記のダウンズの主張において一般大衆の利益あるいは大多数の市民の利益の意味が不明確であるから、これを明確にする必要がある。まず一般的にそのありうべき意味について述べ、しかるのちにダウンズの用いた意味を論評する。

さてなにもつて利益とするかは市民の選好によつてきまるから、まず大多数の市民の間で選好の一致がなくてはならない。問題はなにについての選好の一致かということである。第一は任意のイッシュューに複数の代替的政策があるとして、そ

れらに対する大多数の市民の選好が一致することである。これを政策の一致とよんでおく。第二はイッシュヌーが複数あるとして、そのイッシュヌー間の優先順位について大多数の市民の選好が一致することである。これをインテンシティの一致とよんでおく。この両者はたがいに独立である。したがって選好が一致する大多数の市民というとき、それはいろいろな意味をもつ。まず第一にそれが政策の一致する大多数の市民という場合と第二にインテンシティの一致する大多数の市民という場合と第三にその双方を同時にみたす市民の集合が大多数であるという場合とである。

ダウンズはこの第一のケースを用いている。その意味での大多数の市民の間に一致があると仮定する。そうして市民の大多数の間にインテンシティの一致がなく、しかも自分が少数派に属するイッシュヌーについてそれを熱烈に支持する市民が大多数をしめるとき、いわゆる大多数の市民の利益が少数の市民の利益によつて侵害されること、そして大多数の市民の間に政策の一致とインテンシティの一致がともにあるならば、このような事態は生じないことを指摘した。⁽²⁾しかし、大多数の市民の利益の定義の中にインテンシティの一致という要因を入れないのは不自然である。というのは自分にとつては、どうでもよい問題において他の市民と政策についての選好が一致して、しかもそれが満されたとしても彼にとつての厚生はさほど良化しない。むしろ優先順位の高いイッシュヌーについて同じことが生じた場合にこそ彼の厚生は増大するからである。

われわれは以下において大多数の市民の選好の一致という意味を既述の第三の意味で用いることにする。すなわちどのイッシュヌーを最優先するかで選好の一致する大多数の市民について同時に政策の選好も一致するという意味で用いることにする。⁽³⁾その理由は別にもうひとつある。それは、このように非常に限定された意味での大多数の利益といえどもそれが存在すると仮定するのであるが、少数者の利益によつて凌駕される可能性を排除できないことを論証したいからである。すなわち問題の解答をうる鍵が市民のインテンシティの病理的な態様にのみあるのではなく、グループの規模にもあることを明示

したいからである。

(1) Downs, *op. cit.*, p. 67.

(2) *Ibid.*, pp. 67-69.

(3) 「どのイッシュューを最優先するかで選好の一致する大多数の市民について同時に政策の選好も一致する」ということと「大多数の市民の間に政策の一致とインテンシティの一致がある」ということは同一でない。前者が成立すれば後者が成立するが、その逆は成立しない。政策の一致する市民の集合を M_1 、インテンシティの一致する市民の集合を M_2 とすると、前者は $M \cup M_1$ 、後者は $M \cup M_2$ である。

第三節

この節ではまずダウنزの議論の第一段階を取上げる。既述のように市民一人一人の一票が無力であるがために投票の場においては政治的なアパシーが生ずるとというのがその主張であるが、そのロジックの運びをもうすこし詳細にみてみよう。

ダウنزによれば民主主義が十全に機能するためには人々が真の政治的見解（つまり一票がかりに結果を左右するほどの決定力をもつ場合にあらわす政治的見解）を表明しそれにもとづいて政策が決定されなければならない。すなわち統治される側の合意によつて政策が決定されなくてはならない。そしてそれは各市民の希望でもある。そのためには市民が十分に情報に通じていなくてはならない。しかるに彼等には個人的に先述のように情報に通ずることは不合理であるから、これをおこなわない。

これはどうしてか。それは個々の市民の一票が無力であることによる。すなわちその個人が情報に通じているか否かはその受ける利益の大きさにはなんらの目立つ効果を及ぼさないのである。かりに彼以外の他のすべての投票者が情報を取得し、その真の見解や選好を表明するならば、そのことから当の個人の情報に通じているか否かにかかわらず彼は利益を受け。またかりに彼以外の他のすべての投票者が情報を取得しなければ、彼が独力で上記の利益を享受することは不可能であ

る。したがつて彼は民主主義を十分に機能ならしめるための応分の費用分担を拒む誘因をもつ。各人がすべてこのように考
えて行動するならば、選挙は統治される側の真の選好を反映しなくなるのである。⁽¹⁾ その結果政策は民意を離れたものとなる
のである。

もし人々のもつ一票が大海の中の一滴ではなく、かなり大きなウェイトをしめているならばどうなるか。その極限をとつ
て一票が選挙結果を左右するほど決定的であつたらどうなるか。そのときには人々は自分一個の去就によつて自らの受けと
る利益の大小がきままることを知る。このときフリー・ライダーは生じない。情報の費用の分担はそれを上まわる利益をもたら
ずと考えてよいから、情報は取得されるにいたる。もうすこし一票のウェイトを下げてみよう。そのとき自己の去就如何によ
つて他人のコストと便益との不等号の向きが逆転すると予想されるならば、やはり彼はフリー・ライダーとはならない。しか
し他人のコストと便益の値が大いに變つても、なおその不等号の向きが従来通りならば、フリー・ライダーになるであらう。

ここで想起するのはオルソンの議論である。それはいつたん形成されたグループ内でフリー・ライダーが生ずる条件はど
ういうものかについての命題であるが、その中心概念として集合財をもつてするところに特徴がある。オルソンの命題は次
のように述べられている。⁽⁴⁾

小さなグループ—ここでは個々の構成員の、共通の利益から受けとる割合は大きい。そのためにかりに全費用を自弁してでもなお自
己の状態が良化する—においては、集合財（共通利益の達成をさす—筆者注）が個々の構成員によつて自発的に提供されるとみてよい。

これより大なる規模のグループ—ここでは各自の、共通利益から受ける分前が大きくないから共通利益達成のためにそれに要する費
用一切を個人で自弁するまでには至らないが、個々の構成員の比重がまだ大きく、ためにグループの目標の達成にあたつては彼の貢献
の有無如何によつて他の構成員の受ける利益や費用負担の面に著しい効果の差異が生ずる—においては集合財が提供される場合とされ

ない場合がある。

大グループ—そこでは個々の構成員が共通利益確保のために貢献しようとしなかりとグループ全体の結果には変化がない。また他の構成員の、共通利益からの享受や費用負担の面になんらの効果をも及ぼさない—では強制ないしは：(中略)：グループ本来の目的としていた共通利益以外のなんらかの利益誘導がなければ、集合財が提供されないのは確実である。

オルソンのこの説明は経験に合致し、一見明確なようであるが、その実かなり多義的な解釈の余地を残すものであるから、以下においてそれを再定式化しておこう。

n 人からなるグループの任意の構成員 i について考える。いま i を除く他の任意の m 人の構成員(ただし $m < n$)が協力してグループの共通利益が達成されると i 自身が考えてい、 i が受けるその利益を b_i 、それを得るために i が負担すべきコストを c_i とおく。ここに b_i や c_i はあらゆる成員について等しくてもよいし、異なつてもよい。とにかくグループの形成が可能になるためには、まず

$$b_i > c_i \quad (i=1, 2, \dots, n)$$

でなくてはならない。というのはこの不等号が逆になれば、 i はこのグループから利益がないので脱退するからである。

さていま i がグループの共通利益達成のための費用の自己負担をしなかつたとして、それが他の m 人のメンバーの利益とコストにどういう効果を及ぼすかを推量するものとしよう、ここに他のメンバー j の、 i によつて推量された利益を b_j 、推量されたコストを c_j とすると、 i の去就によつて c_j が増大し、 b_j が減少するケースがある。しかしその不等号の向きが

$$b_j > c_j \quad i \neq j \quad (j=1, 2, \dots, m, m \leq n)$$

と変らないならば、 i は利益 b_i をコスト c_i なしで享受しようとする。すなわちフリー・ライダーにならうとする。もし i の

非協力から

$b_j < c_j$

となるならば、他の構成員はグループを形成している意味はなくなるのであるから、グループは解散され、したがって i は b_i なる利益を得られないと考えるであろう。しかるに i は、もし実現されるならば、利益 b_i がコスト c_i を上回るとみているのであるから、 i はフリー・ライダーとはならない。つまりコストの分担を自発的にする。

ところでグループの規模を大きくしてみると、すなわち n を大きくしてみると、 i の費用分担の有無にかかわらず、 b_j や c_j がすこしも変化しない極限のケースがでてくる。このときには i はフリー・ライダーになる。 i は任意の構成員であるから、これはすべての構成員について成立する。これがオルソンの大グループ (large or latent group) にほかならない⁽⁶⁾。

この主張に対し、 b_j や c_j の値やその不等号の向きを規定する要因が n のみであるとしている点をとらえて批判する向きもあるかもしれないが、これは当然他の事情（たとえば共通の利益に対する選好の強度）は一定であると仮定しての議論であると解釈すれば納得がいこう。

以上のオルソンの大グループについての命題をダウンズの第一段階の議論に適用できる。すなわち各投票者が、情報に十分通ずることによつてうる利益を b_i 、そのためのコストを c_i とおきかえてみれば容易にわかるであろう。 n 人からなる投票者の部分集合である m 人の投票者 j の各々について、推量値 b_j と c_j はそれぞれ j が情報に通ずることによつてえられると i が推定する j の利益とそのためのコストとする。そして前者が後者を上回るに際して i の貢献度は皆無であるというものである。このとき i はフリー・ライダーになる。つまり情報取得のための投資はなさず、自らを無知の状態におくのである。

オルソンの大グループの命題をダウンズに適用したのが以上の議論であるが、しかしその際にはもつと注意深い取扱いが必要である。ダウンズにおいては市民が情報に通じているならば自らの選好を投票を通じて政策に反映するならば、これは市民にとつてそうでない状態よりもベターであると考えているのである。しかし市民一般ではなく、市民を大多数(majority)と少数(minority)にわけなければならない。市民各自が情報に通じた上で各自の真の選好を投票を通じて表明し、かつそれを政策に反映させたとしても、利益を享受するのは多数派の市民であつて市民一般ではない。ここで多数派とか大多数の市民というのは第二節で説明した選好の一致した大多数の市民を指す。

さて任意の投票者 i についてみると、もし彼がたまたま少数派(つ)の市民に属しているならば、そして他の投票者がすべて投票すると予想するならば、自己の利益は実現不可能であることを知る。よつて彼は投票の場では政治的アパシーに陥ることになる。投票を正しくするためのインフォメーションをうる誘因はもたないから自らを無知の状態におくにいたる。すると問題は多数派に属するメンバーがどのように行動するかを究明すればよいことになる。ケースはふたつにわかれる。多数派が大グループである場合と小グループである場合とである。前者がここで念頭におかれているケースであるが、これはオルソンの大グループの命題があてはまる。多数派をひとつの大グループと見立てると、グループ内の各構成員は自己の一票が大海の中の一滴であることを知る。そこで彼は自己の選好にもつともよく適合した政策やその政策を打出す政党がどの政党であるかについての情報を取得する誘因はなくなる。すなわちそのような情報を入手して誤りなく投票をした結果、多数派の意向が生かされ、さらにそれが政策となつてある種のサーヴィスが多数派の各構成員に提供されるものとする。これを b_i とし、他方そのために各自の負担するコストを c_i とすればその差はプラスでなくてはならない(g)。しかるに i はフリー・ライダーになつても、つまり他の構成員が協力するならばコスト c_i の分担なしで、ただで b_i の利益を入手できる。多数派の人々の

選好はかくして各メンバーのフリー・ライドによつて政策に反映しなくなる。多数派の人々にとつては不満足な結果となるのである。

もし多数派が小グループであるならば、その派の中の各メンバーは自発的に情報の入手に努力する誘因をもつ。このことはオルソンの小グループの理論を適用した結果である。かくして多数派の選好を反映した政策が展開されることになる。多数派にとつてはのぞましい状態が生ずるのである。この場合にはインフルエンサーの活躍する余地は少なくなるであろう。

では最後にダウンズの第二段階の議論を検討しよう。これは投票とは異なり、インフルエンサーに関する議論である。ここでは大多数の市民が大グループであるとしよう。すると、先述のようにインフルエンサーになる人は少数であるから、ここにオルソンの小グループについての命題を適用できる。つまりインフルエンサーは自発的に情報の収集と伝達のコストを負担し、その利益享受のために努力するであろう。そのインフルエンサーが大多数ないしは多数派の市民と偶然に同一の選好をもっているならば、彼の行為によつて、多数派の人々はただ利益を享受するが、少数派の市民はこれに対しマイナスの評価を下すであろう。大多数の市民の利益なるものがその市民がフリー・ライドするにもかかわらず、実現する可能性があるわけである。もしインフルエンサーが少数派の市民と偶々同一の選好をもつならば、少数派市民の利益が優先される。これがダウンズの主張するケースである。多数派と少数派の市民とそれぞれ同一の選好をもつインフルエンサーが同時に存在するならば、両派のインフルエンサー同志の力関係如何でどちらの派の意向が政策に反映するかが決まってくる。そのいずれが勝利をうるかは以上の分析の枠組ではこれを確定するのは困難である。すなわち大多数の利益が侵害される場合もあるが、つねにそうなるとはかぎらないのである。

(一) Downs, *op. cit.*, p. 216.

- (2) オルソンはグループを……a number of individuals with a common interest と定義している。cf Mancur Olson, Jr., op. cit., p. 8.
- (3) 集合財 (collective goods) とはグループの共通の利益を指しているが、一般的にはそれはグループ内部では集団消費されるが、集団外の個人に対しては排他原則がはたらく。
- (4) Olson, op. cit., p. 44.
- (5) g_i を効用と不効用で表示することも可能である。
- (6) ここではふれないがオルソンの大グループについての命題が囚人のディレンマであることを最初に指摘したのはハーディンである。明快な論旨の論文としてはメンシクがある。なお、オルソン命題についての、われわれの定式化と彼等の定式化の比較検討は別の機会にまわした。
Russell Hardin, "Collective Action as An Agreeable n-Prisoners' Dilemma," Behavioral Science, Vol. 16, 1971. David M. Messick, "To Join or Not to Join: An Approach to The Unionization Decision," Organizational Behavior and Human Performance 10, 1973.
- (7) i は自分が多数派か少数派かを只の情報で知ると仮定する。
- (8) 当該個人 i が多数派に属するならば、 $U_i > V_i$ で、多数派について囚人のディレンマが生ずる。もし i が少数派に属するならば、 $U_i < V_i$ と評価されるから $U_i < V_i$ したがって社会全体としては囚人のディレンマは生じない。

結 論

大多数の市民の利益というとき、政治的選好が一致している市民が大多数であることを前提にしなければならない。そして選好が一致している市民が大多数であることの意味を、どのイッシュューを最優先するかで選好の一致する大多数の市民について同時に政策についての選好も一致する、と解した。これはダウنزの定義よりも自然であり、しかもはるかに限定されている。人々の選好という要因のみに注目すれば、こういう大多数の支配がおこなわれやすい条件下でも、なお大多数の利益が少数者の利益によって凌駕される可能性を排除できないことを示した。それをもたらす要因がグループの規模である。われわれはオルソンのグループの理論を再定式化し、それを市民の政治的行動の二局面——投票の場と影響力の行使の場——に適用して上記の結論をえたのである。インテンシティとグループの規模というふたつの要因によって議論を進めたが、

前者を所与とした上で、後者がどこまで説明力をもつかというのがここでのロジックの運びであつた。

結局のところ大多数の市民の利益が少数の市民の利益によつて凌駕される場合もあれば、されない場合もあるという確定的でない結論に落着いたが、凌駕されるケースとされないケースがどういう条件によつてきまるか、その条件を確定することができた。すなわち選好を同じくする大多数の市民（それが大グループの場合には）と少数の市民を考え、前者と偶々同一の選好をもつインフルエンサーと後者と同一の選好をもつインフルエンサーの両者の影響力のいづれが大であるかによつて結果は一義的にきまるといふことである。ここに両者の影響力の格差なるものは、インテンシティやグループの規模という一般的なタームによつては説明不可能な、おそらくは偶然的な他の要因によつてはじめて説明できるものとおもわれる。

ダウンスやオルソンの問題提起が「……という傾向がある」といういささか漠然としたものであるから、どういふ条件下でかかる事態が生じ、どういふ条件の下で生じないかを確定することが必要であつた。われわれはこれに対してそれなりのひとつの解答を提供しているのである。

以上。

昭和五十六年三月三十一日記。

訂正

拙稿、「競争的民主主義における機能不全について」（本誌第五四巻第六号所収）の一部の叙述を次のように訂正する。その個所は一一八頁の以下の三個所である。

七行目から八行目にかけて。「いま i を除く他の任意の m 人の構成員（ただし $m \setminus n$ ）が協力して」の部分削除。

一三行目。「それが他の m 人の………」を「それが他の $(n-1)$ の………」と訂正。

一六行目。「 $(j=1, 2, \dots, m, m \setminus n)$ 」を「 $(j=1, 2, \dots, n)$ 」と訂正。

なお「」は個所を明示する便宜のために付したもので、原文にはいない。以上。